

7/31「四万十川流域の重要文化的景観」の選定を文化庁に申し出ました。



清流通信読者の皆様こんにちは。

四季折々の自然の中に数多くの生き物を育み、流域の人々の生活を潤してきた豊かな川、四万十川。しかし昔を知る地元の方々からは、近年その面影が薄らいできたと言われていました。先人から引き継いだこの豊かな四万十川を守り、そして次世代へと引き継ぐということは、今に暮らす私たちの責任なのではないでしょうか。

皆様は『文化的景観保護制度』をご存じでしょうか。これは2005年4月1日に施行された文化財保護法の改正において、新たに『文化的景観』が保護すべき文化財として位置づけられたものです。『文化的景観』とは、風土に根ざして営まれてきた人々の生活や生業のあり方を表す景観で、人が自然と共生する中で育んできた原風景ともいえるものです。この制度では、文化的景観を地域で守り次世代へと受け継ぐことを目指し、また文化的景観が保護されることにより、魅力ある地域づくりの促進や地域コミュニティの活性化など、地域の活性化が図られることを期待しています。既に『重要文化的景観』として

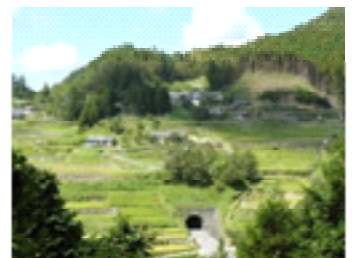
選定されている景観は全国で9件に上りますが、この7月31日に四万十川流域5市町（四万十市、高岡郡四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）は、『四万十川流域の文化的景観』を重要文化的景観として選定を受ける為の申出を文化庁にいたしました。今回のこの四万十川源流域から河口までの複数自治体による連携した申出は、全国でも初めてのこととなります。

清流通信ではこの『重要文化的景観』の各市町の詳細についてのレポートをいたします。今回はシリーズ第1回として、申出区域の位置関係などをお伝えしたいと思います。

* 申出区域は四万十川（本流）沿いの第一稜線までの区域に加え、各市町では下記の区域を第一次分として申し出ています。

《申出区域》

- 【四万十市】 四万十河口区域（下田）・黒尊川区域・四万十川下流区域（口屋内・中半）
- 【四万十町】 四万十川中流区域（小野・三島）・大正奥四万十区域（大正中津川）
高南台地区（吉斗俵）
- 【中土佐町】 四万十川上流区域（大股・久万秋・横野々）・島ノ川国有林区域
下儿川区域・萩中川区域
- 【津野町】 四万十川源流区域（船戸）・北川区域（口目ヶ市・芳生野・北川・大古味）
- 【梶原町】 梶原川上流区域・梶原川中流区域・神在居区域



梶原町棚田風景



四万十市下田地区



四万十町三島地区



津野町芳生野地区



中土佐町高樋橋